

## 野洲市まちづくり基本条例推進委員会（第9回）会議要録

平成21年3月27日（金）  
市役所本庁舎3階第2委員会室

### ◆ 開会 13時30分

### ◆ あいさつ

#### （委員長）

本日、第9回委員会では、答申案を確認いただくが、まずは今後のスケジュールについて確認のうえ、審議をお願いします。

答申の日程は、4月3日午後1時を予定。

答申の後、市行政において市議会へ報告がなされ、条例づくりが行われる予定である。

～スケジュールの確認～

### ◆ 協議事項

#### 論点第9 投票の成立要件について

##### （事務局）

住民投票は、市政に関する重要事項について住民の総意を確認するもので、少数の投票結果で決することはなじまないのではないかと、ということからその成立要件を検討している。前回の委員会では、住民投票制度の趣旨から投票資格者の1/2以上の投票は必然的な条件ではないか、といったご意見など、設立要件の設定は必要であるというまとめをいただいた。

他市の例では、成立要件を設定されているケースやされていないケースがあり、設定されている場合では、「投票資格者の1/2に満たない場合は成立せず、開票しない。また、投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決する。」と定められているものや、得票率によって「投票した者の賛否いずれか過半数の結果が、投票資格者総数の1/3以上に達したとき投票結果を尊重する」と規定されている例がある。

いずれもデメリットが考えられ、成立要件を設定する場合には、多数の署名など高いハードルをクリアして実施するにもかかわらず、成立要件まで設けると住民の期待感が損なわれるのではないかと、また、投票ボイコット運動（意図的に住民投票の不成立をねらった運動）につながるのではないかと、といった点や、成立要件を設定せず投票率が低い場合、その結果が大きな影響を及ぼすのではないかと、といった点が考えられる。

また、投票結果の尊重規定との関係性についても併せた検討をいただくこととなり、投票結果とは何をもって投票結果とするのか、といった視点での検討をいただくものである。

##### （意見）

- ・発議者に応じて、成立要件やその結果をどう取り扱うのか、ということを検討すべきか

どうか。

- ・発議者は、住民、市議会、市長の三者であるものの、発議者ごとに成立要件を設定するものではない。
- ・「投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決する」という規定を設けるか否かで、「何をもって投票結果とするのか」ということにもなる。
- ・様々な仮定の議論になるが、投票率が50%を切れば開票しないということによいが、投票の結果は、「有効投票総数の過半数」とするか、またはそれ以上のものとするか、ということになる。
- ・投票結果は、あくまで「尊重する」というものであることから、市や市議会で判断に際しては、賛成と反対が拮抗した投票結果であっても、その結果を判断いただくものと考えられる。
- ・成立要件としては、50%（投票資格者の1/2の投票）でよい。
- ・投票結果については、「尊重」という制度の趣旨からも拮抗した結果も投票結果として判断に委ねるものとする。
- ・投票結果が、拮抗していた場合、いずれの結果を尊重するのか混乱してしまうのではないか。
- ・成立要件は50%（投票資格者の1/2の投票）とし、尊重する投票結果について、委員会としては特に明記しないものとし、議論の経過としてこれらの意見を付記していくものとする。

## 論点第10 その他の検討事項について

### （事務局）

制度を条例化する際に、その他にどのような規定が必要かという点で、各委員にご確認をいただいたものである。

署名の収集手続等に関することや、投開票に関する事などは、公職選挙法又は地方自治法の例によるものとする。

住民投票の結果が判明して、一定期間が経過するまでの間は、同一の事案・同旨の事案について請求することができないものとする。

投票資格者名簿に登録されていない者や公職選挙法の規定に基づき公民権停止された者については、住民投票ができない者とする。

以上の3点について整理した。

### （委員長）

以上の他にご意見がなければ、事務局説明のとおり確認しておくものとする。

## 答申案について

### （委員長）

各委員で答申素案についてご確認をいただいているが、答申に際して、再度振り返って確認し、ご意見があれば追記していくものとする。

## ～以下、各検討事項を再確認～

### I はじめに

- ・基本条例では住民投票制度について修正可決されたものであり、その議論の経緯を踏まえて、本委員会で市民意見を集約するものとして審議したものである。

### II 住民投票制度とは

- ・法律に基づき実施する住民投票制度と、条例による制度など、検討に入る前提として研究、確認した内容について整理している。また、参考とした他市の常設型の住民投票条例については、自治基本条例やまちづくり基本条例を制定したうえで、住民投票制度を体系づけて条例化している自治体の例を参考に検討した。

### III. 住民投票制度を確立するために必要な検討事項

- ・昨年6月、7月の委員会で住民投票制度の検討をスタートする際に、自由な意見交換を行い、疑問点を出し合い、そのなかから検討すべき課題を見出し、論点整理をしたものであり、その組み立てによって議論を進めたものである。

#### 論点1. 制度の意義について

- ・制度の意義のなかでも、特に、市議会と市長による二元代表制を前提に、間接民主制を補完するための制度であることが、意義として大きいものである。
- ・住民投票制度は、基本条例に規定されており、その細部について市長から諮問を受けて議論をしているものであるが、なぜ、住民投票制度が必要なのか、といった議論も必要な論点として整理したものである。

#### 論点3. 市政に関する重要事項について

- ・対象となる事項か、否かは、市長の判断による裁量が大きい。投票実施に向けた手続きの入口であり、「公平、公正な手続が必要である。」と整理しているが、もう少し意見交換しておきたい。
- ・住民発議の場合、発議の内容を付記して請求代表者証明の交付申請がなされる。署名収集される前にその証明書を市長が交付するという流れになるものだが、当該発議の内容が「重要事項に該当するか」は、「重要事項に該当しないものとして列挙した事項に該当しないものか」という市長の判断がなされる。その際に市長の裁量の幅が発生するため、異議の申出等の手続などを公平、公正な手続が必要であるとしたものである。
- ・特に住民発議の場合に、「重要事項に該当しない」と決定がなされた場合に、発議した者がその正当性について確認するための手段（異議の申出等）も条例のなかに規定していくべきものかどうか。他市の先例を見てもそうした規定が見当たらないが、本市の制度としては規定してもよいのではないかと考える。
- ・発議する者は、住民、市議会、市長の三者であることから、住民の発議の際に、重要事項に該当するか否かは、市長の判断だけでなく、市長が市議会と協議するという事も考えられるのではないか。
- ・別に審議機関を設けるといっても考えられるが、この部分だけ少し深く入り込んだものとなる。
- ・いずれの規定が公正かつ公平か、ということであるが、この箇所にもみ議論が集中することも考えられ、委員会の意図することではないため、もう少しソフトな答申のまとめ

としておくべきである。

- ・住民発議の場合、実施するかどうかを市長が全てを判断するものではないが、そのように捉えられて議論が進むことも予想され、それは委員会の意図するところではないので、答申までに表現を確認しておくこととする。

#### **論点 4. 発議と実施の流れについて**

- ・住民と市民の規定を明確にするために、その位置づけ「市内に住所を有する者」として整理をしている。
- ・市議会や市長の発議については、本委員会から細部を答申するべきものでなく、それぞれのご意見に基づき規定されるものとしている。
- ・他市の例では、市議会発議の場合の議員提案要件として、議員定数の1/12とすることが多くあるが、地方自治法の規定を採用されている。

#### **論点 5. 投票資格者の国籍要件について**

- ・永住者と特別永住者については、市において、外国人登録法の規定に基づき市内に在住する人を把握されている。
- ・「定住者」については、一定の在留期間を指定して居住される方であるが、法律的な表現になって理解しにくいものであり、住民説明が求められるものであることから、専門的な観点を踏まえて、わかりやすい説明が必要となる。

#### **その他**

- ・これまでの審議を終えて、市長への答申に際しては、提言等のご意見があれば各自でお考えいただきたい。

**◆ 閉会 15時50分**